

環境活動レポート

令和2年度

ご挨拶

地球環境問題が深刻化しています。私たちの暮らす地域もその例外ではありません。近年、温室効果ガス削減や天然資源の枯渇などについては特に重要視されています。企業経営するうえで、資源エネルギーを効率良く利用する努力や、大量消費・大量廃棄型の経済活動や社会様式の見直しが課題となっております。

私たちは地域住民の理解が得られる産業廃棄物処理業者として、高い信頼・安全性を追求して地球環境保全に貢献します。

株式会社エース・クリーン

〒090-0001 北海道北見市小泉761番地12
TEL (0157) 22-0700 FAX (0157) 22-0730

対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

発行日

令和3年7月1日

目 次

1. 会社概要	3
2. H E S : 産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容	5
(環境改善活動の取組体制)	2 5
3. 環境に関する基本方針	2 6
4. 環境目的・目標	2 7
5. 環境活動計画	2 9
6. 環境目標の実績	3 1
7. 環境改善活動の評価、今後の課題	3 2
8. 法的及び当社が同意するその他の要求事項	3 3
9. 代表者の見直し評価	3 3

1. 会社概要

○会社名：株式会社エース・クリーン

本社：北海道北見市小泉761番地12

東京事務所：東京都港区西新橋1丁目9番2号 植松ビル2F

○代表取締役：中井 真太郎

○事業内容：水処理施設の設計・施工及び維持管理業

公共下水道の清掃・浚渫及び維持管理業

道路及び側溝の清掃・維持管理業

産業廃棄物の収集・運搬及び処理処分業（相互認証対象）

一般廃棄物の収集・運搬業

木質飼料製造業

○資本金：2,000万円

○売上 758,175,797円

○役員数：66名（役員5名、職員61名（うち、嘱託職員7名））

うち、本社64名、東京支店2名

○敷地面積：25,903㎡

○延床面積：2358.31㎡

○沿革：

昭和51年 2月 北見市に株式会社エース・クリーン設立、廃棄物収集運搬開始

昭和55年10月 資本金400万円に増資

昭和55年12月 資本金1,000万円に増資

平成9年 3月 中間処理施設開設

平成9年 5月 管理型最終処分場開設

平成11年 8月 肥料製造施設開設

平成12年 4月 札幌支店開設

平成13年 5月 廃プラスチック類の減容施設開設

平成14年 2月 汚泥等の炭化施設開設

平成14年 3月 資本金2,000万円に増資

平成17年 7月 札幌支店閉鎖

平成19年 1月 東京支店開設

平成19年 4月 事業の一部廃止届出（埋立（燃殻）の削除）

平成20年 5月 事業の一部廃止届出（埋立（汚泥））、炭化（汚泥、木くず、動植物性残渣、動物のふん尿）の削除。）天日乾燥施設の開設

平成22年11月 HES産業廃棄物処理業者用システム規格 認証登録

平成22年11月 エコアクション認証・登録

平成23年 1月 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合
(産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業)

平成23年12月 優良産廃処理業者に係る基準適合

平成24年 4月 特別管理産業廃棄物収集運搬業開始

平成28年11月 木質飼料製造施設開設

令和 元年 8月 東京支店廃止

2.HES：産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容

(1) 事業規模

①収集運搬業

・運搬車両の種類と台数

車両型式	最大積載量	台数	運搬品目
清掃車	7,800 kg	1 台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0 以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5 以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)
清掃車	9,120 kg	1 台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0 以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5 以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)
清掃車	8,000 kg	1 台	汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0 以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5 以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)
ダンプ	6,700 kg	1 台	動物のふん尿、木くず、動植物残さ、金属くず、がれき類、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	2,000 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	1,750 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	3,400 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	1,250 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	350 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
バン	1,000 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物
キャブオーバ	12,800 kg	1 台	廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物を含む

塵芥車	3,750 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	4,000 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,400 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,850 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ
塵芥車	3,950 kg	1 台	燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ

・保管容器の用途と容量

運搬容器等の名称	用途	容量
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	20ℓ
フレキシブル コンテナバッグ	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、 石綿含有産業廃棄物の運搬	1 m ³
鉄製ペール缶	汚泥の運搬	20ℓ
IBC 容器	廃酸、廃アルカリの運搬	1,050 ℓ

① 処分業

中間処理施設の種類	①汚泥の脱水施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	令和2年8月5日
設置場所	北見市小泉761番12
処理能力・稼動時間	8 m ³ /日 (8時間) ・1 m ³ /時間
処理方式	脱水
構造・設備の概要	多重円盤外胴型スクリーブレス脱水機
環境保全対策等	汚泥性状に合わせた薬品添加量調整。使用薬品の適正な保管

中間処理施設の種類	②汚泥の脱水施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	平成20年6月12日
設置場所	北見市小泉761番12、762番13
処理能力・稼動時間	8 m ³ /日 (8時間) ・1 m ³ /時間
処理方式	脱水
構造・設備の概要	多重円盤外胴型スクリーブレス脱水機
環境保全対策等	汚泥性状に合わせた薬品添加量調整。使用薬品の適正な保管

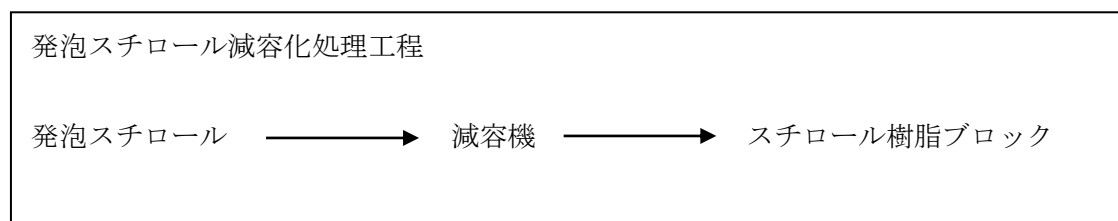
中間処理施設の種類	③肥料の製造施設
取扱品目	家畜ふん尿に限る (ごみ等の混入なし)
設置年月日	平成9年3月7日
設置場所	北見市小泉762番3
処理能力・稼動時間	7 t/日 (24時間) ・0.3 t/時間
処理方式	長時間ばっ気方式
構造・設備の概要	R C製耐圧盤、使用鋼材 SS400、塗装タールエポキシ
環境保全対策等	水槽の防錆処理による液漏れ防止

中間処理施設の種類	④廃プラスチック類の減容施設
取扱品目	発泡スチロールに限る
設置年月日	平成13年5月10日
設置場所	北見市小泉761番6、12
処理能力・稼動時間	0.96 t/日 (8時間) ・0.12 t/時間
処理方式	熱風循環方式
構造・設備の概要	灯油バーナー仕様
環境保全対策等	排気ガス測定実施

中間処理施設の種類	⑤汚泥の天日乾燥施設
取扱品目	汚泥
設置年月日	平成20年4月16日
設置場所	北見市小泉761番1
処理能力・稼働時間	76.08 m ³ /日 (24時間) ・ 3.17 m ³ /時間
処理方式	天日乾燥
構造・設備の概要	地表水流入防止堰付、RC製土間
環境保全対策等	RC製土間による土壌汚染防止。

・保管施設

保管場所名	設置場所	面積	保管上限量	保管品目
保管場所1	北見市小泉761番地6、12	48 m ²	168 m ³	廃プラスチック類 (発泡スチロール)
保管場所2	北見市小泉761番地12、 762番地3、13	23.895 m ²	44.205 m ³	汚泥



(1) 処理実績

産業廃棄物中間処理

処理実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
汚泥	t	3085.06	3102.41	3153.4
発泡スチロール	t	35.83	34.45	33.37

産業廃棄物収集運搬

処理実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
汚泥	t	2190.85	2231.98	2498.79
廃プラスチック	t	116.48	120.57	92.6
金属くず	t	23.58	28.38	24.17
電気機器	t	12.96	10.40	6.26
木くず	t	12.88	9.80	11.07
コンクリート及び陶器くず	t	5.6	2.13	5.45
ゴムくず	t	0	0	0
動植物性残さ	t	12.89	5.31	0
管理型混合物	t	94.86	104.94	101.93
繊維くず	t	0	0	0
石膏ボード	t	0	0	0
汚泥（特管）	t	0	0	0
廃油（特管）	t	0	0	0
廃酸（特管）	t	0	0	0
廃アルカリ（特管）	t	0	0	0

般廃棄物収集運搬

処理実績	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業系一般廃棄物	t	3042.76	2988.58	2994.25
一般廃棄物浄化槽等	ℓ	1233.40	1095.70	1185.30
北見市委託家庭系ごみ	t	7705.67	7686.99	796.100
北見市委託業務粗大ごみ	t	308.91	276.04	289.67
北見市委託業務し尿	ℓ	1550.40	1397.30	1419.64

(2) 産業廃棄物の汚泥の種類と処理料金

形状 ・ 性質 (含水率 85%超)		新単価
有機性	処理施設汚泥 (沈砂槽) ※ごみ混入なし	40,000 円
	処理施設汚泥 (沈殿・濃縮汚泥)	
	処理施設汚泥 (ばっ気槽汚泥)	30,000 円
	下水道中継ポンプ場清掃汚泥	
	道路側溝清掃汚泥	
	道路縦断管清掃汚泥	
	舗装切断水	25,000 円
	下水道管渠清掃汚泥	
下水道 (新設) 管渠清掃汚泥		
含油有機性	食肉加工場・水産加工場汚泥	40,000 円
	ビル雑排槽汚泥	32,000 円
	油水分離槽汚泥 (廃油不可)	
含油無機性	車輛整備工場・洗車場汚泥	30,000 円
	油水分離槽汚泥 (廃油不可)	

(4) 許認可一覧

業の種類：産業廃棄物収集運搬業

許可区域（積替え保管の有無）：北海道（無）

許可番号：00100045587

取得年月日：令和3年2月27日

有効期限：令和10年2月26日

許可品目及び処理方法：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
ートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳
さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん
尿、ばいじん

業の種類：産業廃棄物処分業

許可区域：北海道

許可番号：00120045587

取得年月日：平成26年4月28日

有効期限：平成33年4月27日

許可品目及び処理方法：脱水（汚泥）
天日乾燥（汚泥）
減容（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る））

業の種類：特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可区域（積替え保管の有無）：北海道（無）

許可番号：00150045587

取得年月日：平成29年4月25日

有効期限：平成34年4月24日

許可品目及び処理方法：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）
pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ

指定下水汚泥、汚泥及びこれらを処分するために処理したもの（有害物質（アルキル水銀、水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物））の基準を超えているもの。
積替え及び保管は行わない。

(5) 事業計画

収集運搬業事業計画（事業計画の概要を記載した書類）

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は昭和51年創業以来、一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、北見市を拠点にオホーツク地域で廃棄物処理業者としての責任において地域環境保全に努めてまいりました。平成9年には産業廃棄物処分量の許可を受け、産業廃棄物汚泥中間処理施設を開設し、産業廃棄物の総合処理業者として営業しております。また、平成22年11月にHES北海道環境マネジメントシステムスタンダード産業廃棄物処理業者用システム規格の認証を取得し、平成23年12月には優良産廃処理業者に係る基準適合を受けました。また、平成24年には特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し廃棄物の適正処理と環境保全に一層の努力をしております。

1. 廃プラスチック類について

北見市内及び近郊の事業所から排出される廃プラスチック類を産業廃棄物の廃プラスチック類として愛和産業株式会社・株式会社斉藤商店・株式会社アシストへ運搬する。

また、発泡スチロールに限り株式会社エース・クリーンへ運搬し、熱風式による減容処理を行った廃プラスチック塊は、NCT化学株式会社に有価物として売却する。

2. ゴムくずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるゴムくずを産業廃棄物のゴムくずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

3. 金属くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出される金属くずを産業廃棄物の金属くずとして愛和産業株式会社・株式会社斉藤商店へ運搬する。

4. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを産業廃棄物のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

5. がれき類について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出されるがれき類を産業廃棄物のがれき類として愛和産業株式会社へ運搬する。

6. 紙くずについて

北見市内及び近郊の印刷業より排出される紙くずを産業廃棄物の紙くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

7. 木くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される木くずを産業廃棄物の木くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

8. 繊維くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される繊維くずを、産業廃棄物の繊維くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

9. 動植物性残さについて

北見市内及び近郊の食料品製造業より排出される動植物性残さを、産業廃棄物の動植物性残さとして愛和産業株式会社・株式会社アシストへ運搬する。

10. 動物のふん尿について

北見市内及び近郊の畜産業より排出される動物のふん尿を、産業廃棄物の動物のふん尿として株式会社エース・クリーンへ運搬する。

11. 燃え殻について

北見市内及び近郊の熱供給業より排出される燃え殻を、産業廃棄物の燃え殻として愛和産業株式会社へ運搬する。

12. 汚泥について

北見市内及び近郊より排出される、下水道管渠清掃汚泥・下水道中継ポンプ場清掃汚泥・道路側溝清掃汚泥・生産工場排水施設汚泥・各分離槽清掃汚泥等を産業廃棄物の汚泥として株式会社エース・クリーンへ運搬し、脱水による中間処理を行い、愛和産業株式会社にて最終処分の委託処理を行う。

13. 鋳さいについて

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される鋳さいを、産業廃棄物の鋳さいとして愛和産業株式会社へ運搬する。

14. ばいじんについて

北見市内及び近郊の電気業より排出されるばいじんを、産業廃棄物のばいじんとして愛和産業株式会社へ運搬する。

15. 廃油について

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される廃油を、産業廃棄物の廃油として株式会社アシストへ運搬する。

16. 廃酸について

北海道内の化学工業より排出される廃酸を、産業廃棄物の廃酸として株式会社アシストへ運搬する。

17. 廃アルカリについて

北海道内の化学工業より排出される廃アルカリを、産業廃棄物の廃アルカリとして株式会社アシストへ運搬する。

18. 石綿含有産業廃棄物について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出される石綿含有産業廃棄物を産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物として愛和産業株式会社へ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

	(特別管理) 産業廃棄物 の種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及 び所在地 (処分場の 名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	3 t/月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 北見市豊地12番地9 株式会社斉藤商店 野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト 北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
2	ゴムくず	3 t/月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
3	金属くず	3 t/月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 北見市豊地12番地9 株式会社斉藤商店
4	ガラスくず・ コンクリート くず及び陶磁 器くず	3 t/月	固形	北見市内及び近郊 の事業所	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
5	がれき類	3 t/月	固形	北見市内及び近郊 の土木建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
6	紙くず	3 t/月	固形	北見市内及び近郊 の印刷業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
7	木くず	10 t/月	固形	北見市内及び近郊 の建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
8	繊維くず	10 t/月	固形	北見市内及び近郊 の建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
9	動植物性残さ	10 t/月	固形	北見市内及び近郊 の食料品製造業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社 野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
10	動物のふん尿	10 t/月	液状	北見市内及び近郊 の畜産業	積替え保管を行わない	北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
11	燃え殻	10 t/月	粉状	北見市内及び近郊 の熱供給業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
12	汚泥	300 t/月	泥状	北見市内及び近郊 の下水道等事業所	積替え保管を行わない	北見市小泉761番地12 株式会社エース・クリーン
13	鋳さい	30 t/月	固形	北見市内及び近郊 の自動車整備業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社

14	ばいじん	10 t /月	粉状	北見市内及び近郊 の電気業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社
15	廃油	10 t /月	液状	北見市内及び近郊 の自動車整備業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
16	廃酸	10 t /月	液状	北海道内の化学工 業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
17	廃アルカリ	10 t /月	液状	北海道内の化学工 業	積替え保管を行わない	野付郡別海町別海14番1 株式会社アシスト
18	石綿含有産業 廃棄物	0.1 t /月	固形	北見市内及び近郊 の土木建設業	積替え保管を行わない	北見市端野町三区857番地 愛和産業株式会社

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
①	三菱	北見 88 は 605	清掃車	8,000	強力吸引車
②	日野	北見 800 は 129	清掃車	9,120	強力吸引車
③	三菱	北見 400 さ 7221	キャブオーバ	1,250	
④	日野	北見 800 は 900	塵芥車	3,850	塵芥車
⑤	日野	北見 100 さ 5637	キャブオーバ	1,750	廃棄物運搬車
⑥	日野	北見 100 さ 5668	キャブオーバ	3,400	資源ごみ
⑦	日野	北見 100 は 1377	ダンプ	6,700	
⑧	日野	北見 800 は 439	塵芥車	3,400	塵芥車
⑨	UDトラックス	北見 800 は 652	清掃車	7,800	強力吸引車
⑩	日野	北見 100 さ 7247	キャブオーバ	2,000	資源ごみ
⑪	日野	北見 800 は 615	塵芥車	4,000	塵芥車
⑫	日野	北見 800 は 771	塵芥車	3,750	塵芥車
⑬	スズキ	北見 480 い 1047	キャブオーバ	350	軽トラック
⑭	いすゞ	北見 400 す 8184	バン	1,000	バン
⑮	三菱	北見 100 は 2619	キャブオーバ	12,800	
⑯	日野	北見 100 は 640	塵芥車	3,950	塵芥車
事務所の所在地		北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			
駐車場の所在地		北見市小泉 7 6 1 番地 1 2			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	運搬容器等の名称
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ	鋼鉄製ドラム缶
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	20ℓ	ポリエチレン容器
フレキシブル コンテナバッグ	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿 含有産業廃棄物の運搬	1 m ³	フレキシブル コンテナバッグ
鉄製ペール缶	汚泥の運搬	20ℓ	鉄製ペール缶
(3) 積替え又は保管施設の概要 積替え保管を行わない。			

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

①清掃車

汚泥、動物のふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ

- ・車両番号：北見 88 は 605
- ・車両番号：北見 800 は 129
- ・車両番号：北見 800 は 652

②塵芥車

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 800 は 900
- ・車両番号：北見 800 は 615
- ・車両番号：北見 800 は 771
- ・車両番号：北見 800 は 439
- ・車両番号：北見 100 は 640

③キャブオーバ

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん

- ・車両番号：北見 400 さ 7221
- ・車両番号：北見 100 さ 5637
- ・車両番号：北見 100 さ 5668
- ・車両番号：北見 100 さ 7247
- ・車両番号：北見 480 い 1047
- ・車両番号：北見 100 は 2619

④ ダンプ

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん

- ・車両番号：北見 100 は 1377

④バン

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん

- ・車両番号：北見 400 す 8184

(2) 収集業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日

(3) 従業員数の内訳

令和3年3月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手		作業員	その他	合計
				うちPCB担当者			
5人	0人	6人	35人	0人	20人	0人	66人

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又 はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地 (処分場 の名称及び所在地)
①	廃油	1 t / 月	液状又 は泥状	北海道内 洗濯業 電子部品製造業	積替え保管を行わない	北見市留辺藪町富士見 2 1 7 番地 1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
						野付郡別海町別海 1 4 番 地の 1 株式会社アシスト
②	廃酸	1 t / 月	泥状	北海道内 試験研究機関	積替え保管を行わない	北見市留辺藪町富士見 2 1 7 番地 1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
						野付郡別海町別海 1 4 番 地の 1 株式会社アシスト
③	廃アルカリ	1 t / 月	泥状	北海道内 試験研究機関	積替え保管を行わない	北見市留辺藪町富士見 2 1 7 番地 1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
						野付郡別海町別海 1 4 番 地の 1 株式会社アシスト
④	汚泥	1 t / 月	泥状	北海道内下水処理場 無機化学工業製品製 造業	積替え保管を行わない	北見市留辺藪町富士見 2 1 7 番地 1 野村興産株式会社イトム カ鉱業所
備 考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車両の名称	車両番号	形状	最大積載量 (kg)	備考
①	UDトラックス	北見 800 は 652	清掃車	7,800	
②	日野	北見 800 は 129	清掃車	9,120	
③	三菱	北見 88 は 605	清掃車	8,000	
④	日野	北見 100 さ 5637	キャブオーバ	1,750	
⑤	いすゞ	北見 400 す 8184	バン	1,000	
⑥	軽トラック	北見 480 い 1047	キャブオーバ	350	
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

事務所の所在地 北見市小泉 7 6 1 番地 1 2

駐車場の所在地 北見市小泉 7 6 1 番地 1 2

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
鋼鉄製ドラム缶	廃油・汚泥の運搬	200ℓ	
ポリエチレン容器	廃酸・廃アルカリの運搬	20ℓ	

(3) 積替え又は保管施設の概要

積替え保管を行わない。

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両毎の用途

- ① 車両の名称：UDトラック
 収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
 ・車両番号：北見 800 は 652
- ② 車両の名称：日野
 収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
 ・車両番号：北見 800 は 129
- ③ 車両の名称：三菱
 収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
 ・車両番号：北見 88 は 605
- ④ 車両の名称：日野
 収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
 ・車両番号：北見 100 さ 5637
- ⑤ 車両の名称：いすゞ
 収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
 ・車両番号：北見 400 す 8184
- ⑥ 車両の名称：スズキ
 収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥
 ・車両番号：北見 480 い 1047

(2) 収集業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日

(3) 従業員数の内訳

令和3年3月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	令第6条の10に規定する使用人	事務員	運転手		作業員	その他	合計
				うちPCB担当者			
5人	0人	6人	35人	0人	20人	0人	66人

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

①飛散防止対策

運搬車両容器のひび・破損の確認を事前に行うとともに、密閉状況の確認を十分に行い運搬時の飛散防止に努める。

②悪臭、騒音、振動対策

運搬車両は、定期的に洗車・清掃を行い清潔にする。また、悪路の走行に際しては、徐行運転に務め粉塵の発生防止を図る。

③揮発油類、灯油類及び軽油類の収集運搬に係わる対策

揮発油類、灯油類及び軽油類が含まれる汚泥を取扱う場合、消火器を所持し運搬中火気厳禁とする。また、北見地区消防組合より頂いた意見書の指示に従い安全確保に努める。

④その他安全対策

特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混載すると有害ガスなどを発生する恐れがある為、原則として混載は行わないものとする。また、運搬後は必ず洗浄作業を行う事とする。

(2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

積み替え保管を行わない。

(3) その他

①環境マネジメントについて

北海道環境マネジメントシステムスタンダードを運用し、環境負荷を低減する取組を継続して行う。

②安全管理について

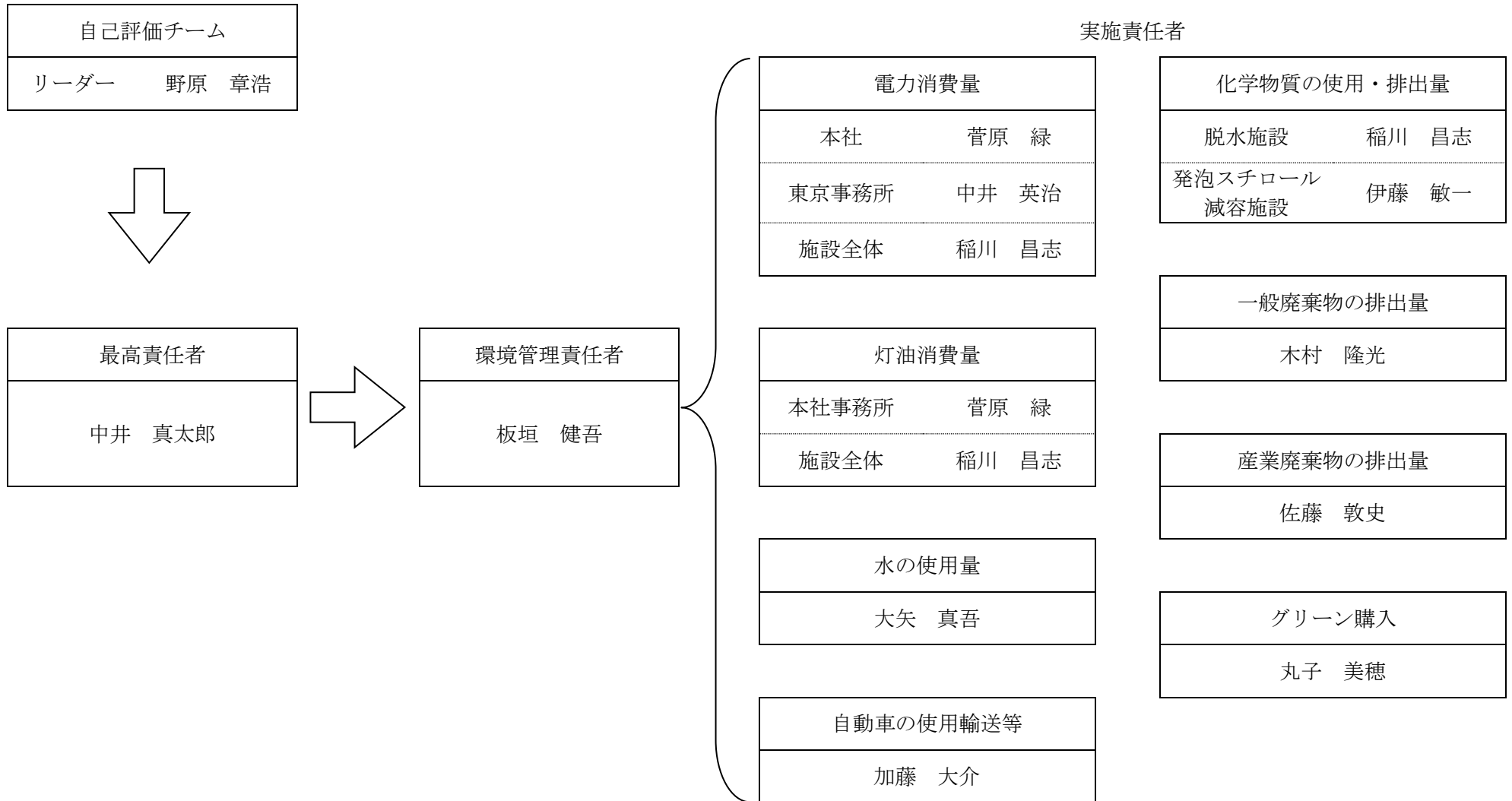
安全管理者を設置し、安全管理体制を構築する。

③従業員教育について

年1回以上、安全大会を実施すると共に不定期に安全ミーティングを開催し、従業員へ事故防止を促すことで環境保全に務める。

環境改善活動の取組体制

別図ー2 「環境マネジメントシステム体制図」



3. 環境に関する基本方針

環境に関する基本方針

< 基本理念 >

株式会社エース・クリーンは、事業運営と地球環境の保全を両立し、住み良い北海道の地域社会を実現するために、全組織を挙げて環境改善活動に取り組めます。

< 方 針 >

株式会社エース・クリーンは、廃棄物の収集運搬・処分及びそれに関するサービスの提供により発生する環境影響を低減するために、次の方針に基づき環境改善活動を推進します。

1. 当社の活動及びサービスが関わる環境への影響を常に認識し、全事業所において環境マネジメントシステムを継続的に改善し、汚染の予防にも努めます。
2. 環境に関連する法的及び当社が同意するその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動及びサービスが関わる環境影響要因のうち、以下の項目を環境改善活動の重点テーマとして取り組みます。

(1) 水使用量の削減

(2) 廃棄物の排出量の削減

(3) グリーン購入の推進

(4) エネルギー(電気・石油類)使用量の削減

(5) 化学物質排出量の削減

4. この環境に関する基本方針は、全従業員が理解し行動出来るよう周知徹底するとともに、社外にも公表します。
5. 地域密着型の環境保全活動に積極的に参加します。

この環境に関する基本方針を達成するために、環境目的・目標を設定し、当社の全従業員をあげて環境改善活動を展開すると共に、定期的に見直しを実施します。

平成22年4月1日 制定

平成27年4月1日 改定

株式会社エース・クリーン
代表取締役 中井 真太郎

4. 環境目的・目標

項目	基準年度	環境目標		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
電力消費量 本社事務所 【責任者】 菅原 緑	電力消費量 24,871 kW/年 (16,912 kg CO2/年) ※基準年平成24年度 CO2 排出係数 0.680 (北海道電力)	基準年度から8%削減する。 本社事務所 22,881 kW/年 (15,559 kg CO2/年)	基準年度から9%削減する。 本社事務所 22,632 kW/年 (15,389 kg CO2/年)	基準年度から10%削減する。 本社事務所 22,383 kW/年 (15,220 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
電力消費量 東京事務所 【責任者】 中井 英治	電力消費量 6,530 kW/年 (3,428 kg CO2/年) ※基準年平成24年度 CO2 排出係数 0.525 (東京電力)	基準年度から8%削減する。 東京事務所 6,007 kW/年 (3,153 kg CO2/年)	基準年度から9%削減する。 東京事務所 5,942 kW/年 (3,119 kg CO2/年)	基準年度から10%削減する。 東京事務所 5,877 kW/年 (3,085 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
電力消費量 処理施設関係 【責任者】 稲川 昌志	電力消費量 144,251 kW/年 (98,091 kg CO2/年) ※基準年平成25年度 CO2 排出係数 0.680 (北海道電力)	基準年度から7%削減する。 処理施設関係 134,153 kW/年 (91,224 kg CO2/年)	基準年度から8%削減する。 処理施設関係 132,711 kW/年 (90,243 kg CO2/年)	基準年度から9%削減する。 処理施設関係 131,268 kW/年 (89,262 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
灯油消費量 本社事務所 【責任者】 菅原 緑	灯油消費量 7,206 l/年 (17,957 kg CO2/年) ※基準年平成22年度	基準年度から10%削減する。 本社事務所 6,485 l/年 (16,160 kg CO2/年)	基準年度から11%削減する。 本社事務所 6,413 l/年 (15,981 kg CO2/年)	基準年度から12%削減する。 本社事務所 6,341 l/年 (15,802 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
灯油消費量 処理施設関係 【責任者】 稲川 昌志	灯油消費量 21,947 l/年 (54,690 kg CO2/年) ※基準年平成29年度	基準年度から3%削減する。 処理施設関係 21,289 l/年 (53,051 kg CO2/年)	基準年度から4%削減する。 処理施設関係 20,191 l/年 (50,315 kg CO2/年)	基準年度から5%削減する。 処理施設関係 19,971 l/年 (49,767 kg CO2/年)
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照

水の使用量 【責任者】 大矢 真吾	地下水使用量 812.6 t/年 ※基準年平成22年度	基準年度から10%削減する。 731.3 t/年	基準年度から11%削減する。 723.2 t/年	基準年度から12%削減する。 715.0 t/年
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
自動車の使用 輸送等 【責任者】 加藤 大介	車両の燃費 3.61 km/ℓ ※基準年平成22年度	基準年度から10%向上する。 3.97 km/ℓ	基準年度から11%向上する。 4.00 km/ℓ	基準年度から12%向上する。 4.04 km/ℓ
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
化学物質の 使用量 脱水施設 【責任者】 稲川 昌志	放流水の水質分析 薬品使用量の管理 ※維持項目	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。	定期的な水質分析・ 薬品使用料の把握。
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
化学物質の 排出量 発泡スチロール減容施設 【責任者】 伊藤 敏一	排気ガスの測定 ※維持項目	定期的な排ガス測定	定期的な排ガス測定	定期的な排ガス測定
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
一般廃棄物の 排出量 【責任者】 木村 隆光	一般廃棄物排出量 3.650 t/年 ※基準年平成22年度	基準年度から10%削減する。 3.285 t/年	基準年度から11%削減する。 3.248 t/年	基準年度から12%削減する。 3.212 t/年
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
産業廃棄物の 排出量 【責任者】 佐藤 敦史	産業廃棄物排出量 (汚泥を含まない) 9.090 t/年 ※基準年平成25年度	基準年度から7%削減する。 8.453 t/年	基準年度から8%削減する。 8.362 t/年	基準年度から9%削減する。 8.271 t/年
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照
グリーン購入 【責任者】 丸子 美穂	事務用品備品の月間 グリーン購入品目数	13品目以上/月を目指す。	14品目以上/月を目指す。	15品目以上/月を目指す。
	—	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照	【施策内容】 活動手順書参照

5. 環境活動計画（施策内容）

○電力消費量（本社事務所）

冷房時の室温設定を 28℃にし、クールビズ運動に積極的に取り組む。
使用していないパソコンのシャットダウンを徹底する。
西側窓の採光を季節により調節し、室温の最適化を図る。
照明は、点灯不要な場所はこまめに消灯し節電に努める。
照明器具の LED 化を図る。
CO₂ の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

○電力消費量（東京事務所）

冷房時の室温設定を 28℃にし、クールビズ運動に積極的に取り組む。
暖房時の室温設定を 20℃にし、ウォームビズ運動に積極的に取り組む。
照明器具の LED 化を図る。
使用頻度の低い電気製品の電気使用制限を実施する。
電力消費量削減の意識を向上させる。
CO₂ の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

○電力消費量（処理施設関係）

照明は、点灯不要な場所はこまめに消灯し節電に努める。
低電力の脱水機を優先して使用する。
施設内の水銀灯及び蛍光灯の LED 化を図る。
CO₂ の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

○灯油消費量（本社事務所）

床暖房器具をタイマー及びサーモ運転を行い、室温の最適化を図る。
冬季間であっても節気により温度設定を調整し、灯油消費量の削減に努める。
太陽光を有効活用し、室温の最適化を図る。
CO₂ 排出量削減の意識を向上させる為、ウォームビズに関する教育実施を行う。

○灯油消費量（処理施設関係）

暖房設備の温度管理を行う。
断熱加工する要素がある場所は、断熱処理を行う。
CO₂ の排出量削減の知識を向上させる為、教育資料を使い教育実施を本社と同時に
行う。

○水の使用量

節水洗車の確立。
・スプレーガン洗車と併用して、ブラシやスポンジを使用する。
・月初に朝礼で水使用量を報告し、節水の意識を高める。
水道メーターの確認を行う。
使用量が不自然に増加した場合、漏水等の調査を実施する。
環境教育として、洗車場の利用方法や節水洗車の方法を周知徹底する。

○自動車の使用輸送等

アイドリングストップ。

日常点検・定期点検整備の励行。

最適なエンジン回転での走行。

過積載の防止。

上記の項目を含む環境教育として環境エネルギー庁から発信されている、エコドライブ推進マニュアルの資料を回覧し周知する。

○化学物質の使用量（脱水施設）

定期的な水質分析の実施（1回／月）。

脱水業務で使用した薬品量の把握。

運転管理日報の作成。

環境教育の一環として、中間処理施設の処理方法の見学会を実施。

○化学物質の排出量（発泡スチロール減容施設）

発泡スチロール減容機の排出ガスの測定。

排気口フィルターボックスの清掃を定期的に行う。

高品質のインゴットを作成する。

トルエン、スチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒドの人体に及ぼす影響を示す資料を回覧し周知させる。

○一般廃棄物の排出量

ごみ箱の集約化。

一般廃棄物を計量し、排出量を記録する。

両面印刷の徹底。

ボランティア清掃活動。

環境教育の一環で、ごみ分別テストを不定期に実施する。

○産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の分別を徹底する。

汚泥脱水施設の最終処分汚泥量を削減する。

発泡スチロール減容施設の受入時の梱包廃プラの発生量を削減する。

自社排出分の管理型混合物の排出量を削減する。

環境教育として、産業廃棄物の種類の知識を向上させる為の資料を回覧する。

○グリーン購入

再生材料から作られた製品を、優先的に購入・使用する。

環境に配慮された事務用品・備品の購入に努める。

補充や詰替えが可能な事務用品・備品の購入に努める。

購入する際は、製品カタログ等により必要な情報を取得し購入の判断材料とする。

環境に配慮された商品の13品目／月購入を目指す。

グリーン購入法に関する資料回覧による教育実施。

6. 環境目標の実績（令和2年度）

環境改善活動	具体的施策	目標値	実績値	評価
1. 省エネルギー 電力消費量の実績値把握 (本社事務所) CO2 排出係数 0.680(北海道電力)	不在時の照明・パソコンの消灯。	23,881kW/年 (15,559kgCO2/年)	20,242kW/年 (13,629kgCO2/年)	A
1. 省エネルギー 電力消費量の実績値把握 (東京事務所) CO2 排出係数 0.525(東京電力)	不在時の照明・パソコンの消灯。	6,007 kW/年 (3,153kgCO2/年)	1,112 kW/年 (583kgCO2/年)	A
1. 省エネルギー 電力消費量の実績値把握 (処理施設関係) CO2 排出係数 0.680(北海道電力)	不必要な機械運転の停止。	134,153 kW/年 (91,224kgCO2/年)	157,408kW/年 (107,037kgCO2/年)	C
2. 省エネルギー 灯油消費量を基準年度から 1%削減する。(本社事務所)	暖房の最適化。	6,485 ℓ/年 (16,160kgCO2/年)	6,181/年 (15,403kgCO2/年)	A
2. 省エネルギー 灯油消費量を基準年度から 1%削減する。(処理施設関係)	暖房の最適化。	21,288ℓ/年 (53,051kgCO2/年)	19,203 ℓ/年 (47,852kgCO2/年)	C
3. 水の使用量 地下水使用量を計測する。	節水意識を高めるための教育実施。洗車時清掃中、蛇口は閉めること。	731.3 t/年	506.0 t/年	A
4. 自動車の使用輸送等 燃費を1%向上する。	アイドリングストップと車両整備の徹底。	3.97 km/ℓ	5.73 km/ℓ	A
5. 化学物質の排出量 性状に合わせた添加量の最適化と薬品の保管・管理の徹底。	1回/月の水質分析。	pH:5.8から8.6 BOD:30 mg/ℓ以下 SS: 30 mg/ℓ以下 大腸菌群数: 3000 個/cm ³ 以下	同左	A
6. 一般廃棄物の排出量 一般廃棄物排出量を計測する。	資源ごみの分別。 裏紙の再利用。 両面印刷の徹底	3.285 t/年	1.191 t/年	A
7. 産業廃棄物の排出量 自社排出分の産業廃棄物排出量を削減する。	産業廃棄物の分別や排出についての適正管理を実施する。	8.453 t/年	8.37 t/年	A
8. グリーン購入 事務用品など備品のグリーン購入を継続する。	環境に配慮された商品を10品目/月購入する。	13品目以上/月	12.4品目以上/月	B

令和2年度 CO2 排出量：727,474 kg-CO2（対前年比 104.23%）

※評価基準 A：達成率 100%以上
B：達成率 90%から 100%
C：達成率 90%未満

7. 環境改善活動の評価、今後の課題

○電気消費量（本社事務所）

令和2年度は、消費電力が少なく、節電の取り組みが反映された結果となった。
令和3年度も継続した活動に期待したい。

○電気消費量（処理施設関係）

処理施設関係の電気消費量は、年間を通じて増える結果となった。要因は木質飼料製造業に係る機械類の増設により電気消費量が増加したことが大きな要因であると考えられる。令和3年度は木質飼料製造に係る項目を環境目標から除外する為、消費量のデータ取りの年とする。

○灯油消費量（本社事務所）

令和2年度は、12月・1月が目標を超える結果となったが、通年では約4.67%削減した。令和3年度の昨年同様、床暖房器具の温度設定をこまめに行い、ウォームビズ運動にも積極的に取り組んでいただきたい。

○灯油消費量（処理施設関係）

令和2年度は、飼料製造施設が本格稼働し目標を超える結果となった。ほかに、緊急時対応の下水道洗浄車両用車庫の暖房について冬期間の低温が要因として考えられる。令和3年度は木質飼料製造に係る項目を環境目標から除外する為、消費量のデータ取りの年とする。

○水の使用量

令和2年度は、12月から3月が目標を超える結果となった。原因としては、汚泥の中間処理施設での水の使用量が増えたのと、降雪量が少なかったため会社での洗車が増えたためである。不適合に対しての是正・予防処置計画を立て、節水についての意識を高めるよう指導・啓発を行った。

○自動車の使用輸送等

令和2年度は、エコドライブの啓発や車両整備協力会による車両整備の強化を図った事により、単月の目標をすべてクリア出来た。今後も現状の活動を継続したい。又令和3年度からは産業廃棄物収取運搬許可車輛のみ燃費を算出し環境把握実態リストの反映していく。

○化学物質の使用量（脱水施設）

令和2年度も安定した水質分析結果であった。今後も良好な水質保持するよう促した。

○化学物質の排出量（発泡スチロール減容施設）

発泡スチロール減容機の排気ガスと作業場内の環境測定を実施した。項目はトルエン・スチレン・アセトアルデヒド・ホルムアルデヒドの4項目である。労働安全衛生の活動の一環として、積極的に継続していただきたい。

○産業廃棄物の排出量

令和2年度も、前年度同様木質飼料製造業に係る施設の改修工事と中間処理施設の改修工事が有り、その際に不要物の廃棄を行ったため産業廃棄物の排出量が大幅に増加したが目標値は十分達成しました。今後も排出の際には必ず分別を行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付・保管し、写真撮影を含めた適正管理の徹底を継続していただきたい。

○一般廃棄物の排出量

モニタリングは継続していくが、環境把握実態リストからは削除する。

○グリーン購入

環境実態把握リストから削除する。

・今後の課題

令和2年度は、環境改善活動の省エネルギー（処理施設関係の灯油消費量）に影響が出てしまった。産業廃棄物処理に係る中間処理施設・発泡処理施設・車庫の灯油消費量は例年並みだったが、灯油供給設備を共有していた産業廃棄物処理業とは異なる木質飼料製造が本格稼働し目標を超える結果となった。

令和3年度は、対象範囲から木質飼料製造を除いた電力消費量、灯油消費量をデータ取りし基準年とする。

又、自動車の使用に関して燃費算出の対象車両を産業廃棄物収集運搬許可車両に限定する。

又、東京事務所の電力、グリーン購入を廃止し、一般廃棄物排出量は項目から外しモニタリングは継続する。

8. 法的及び当社が同意するその他の要求事項

当社の事業活動に該当する環境に関する法的及び当社が同意するその他の要求事項については、遵守状況を定期的に確認した結果、違反は無かった。また、利害関係者からの指摘・訴訟等も無かった。

9. 代表者の見直し評価

事業拡大に伴うエネルギー排出量の増加は必然である。その事から目標値の再設定を行い、実状に沿った環境活動を行って欲しい。一番大切な事は、排出量を削減しなければならないという意識づけである。実施責任者と十分な協議を行い意識の向上を図って欲しい。グリーン購入については、ある一定の品目を達成して事から、維持項目とするか新たな目標とするか、環境管理責任者を中心に検討して頂きたい。

※木質飼料製造に係る項目を環境目標から除外し、電力消費量と灯油消費量の基準年を令和3年度に変更するためデータ取りをする。

又、東京事務所の電力、グリーン購入を廃止する。

一般廃棄物排出量は項目から除外するがモニタリングは継続する。